

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.5.6	住居表示変更	変更前	営業所	317410	万行簡易郵便局	○	石川県七尾市万行町76部78	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	317410	万行簡易郵便局	○	石川県七尾市万行4-109	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.5.9	契約解除	変更前	営業所	088110	藤田簡易郵便局	○	山梨県南アルプス市藤田村東1477-1	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.5.11	契約解除	変更前	営業所	857880	鶴岡新形町簡易郵便局	○	山形県鶴岡市新形町5-28	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.5.12	契約解除	変更前	営業所	997390	二ツ岩簡易郵便局	○	北海道網走市二ツ岩141-4	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.6.1	廃止	変更前	郵便局	124110	三箇郵便局	-	新潟県中魚沼郡津南町三箇乙1224-4	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.6.1	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	128970	三箇簡易郵便局	○	新潟県中魚沼郡津南町三箇乙130-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.6.1	住居表示変更	変更前	郵便局	125700	イオン上越内郵便局	-	新潟県上越市富岡3458	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	125700	イオン上越内郵便局	-	新潟県上越市富岡3457	○	○	○	○	○	○	-	-
R3.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	627480	出合簡易郵便局	○	徳島県三好市池田町大利大西7-3	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	627480	出合簡易郵便局	○	徳島県三好市池田町大利大西7-5	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.6.1	住居表示変更	変更前	郵便局	640880	勝賀瀬郵便局	-	高知県吾川郡いの町勝賀瀬古土井474-6	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	640880	勝賀瀬郵便局	-	高知県吾川郡いの町勝賀瀬474-6	○	○	○	○	○	○	-	-
R3.6.1	住居表示変更	変更前	郵便局	641310	加茂郵便局	-	高知県高岡郡日高村岩目地桑坂970-186	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	641310	加茂郵便局	-	高知県高岡郡日高村岩目地970-186	-	○	○	○	○	○	-	-
R3.6.1	住居表示変更	変更前	郵便局	641640	斗賀野郵便局	-	高知県高岡郡佐川町中組大田119-9	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	641640	斗賀野郵便局	-	高知県高岡郡佐川町中組119-9	-	○	○	○	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.6.28	移転・改称	変更前	郵便局	217270	師勝高田寺郵便局	-	愛知県北名古屋市高田寺東の川77-2	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	217270	北名古屋久地野郵便局	-	愛知県北名古屋市久地野安田72	-	○	○	○	○	○	-	
R3.6.28	移転	変更前	郵便局	331320	大土呂郵便局	-	福井県福井市半田町13-102-1	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	331320	大土呂郵便局	-	福井県福井市半田町13-101-1	-	○	○	○	○	○	-	
R3.6.28	移転	変更前	郵便局	415370	堺鳳東郵便局	-	大阪府堺市西区鳳東町5-456-6	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	415370	堺鳳東郵便局	-	大阪府堺市西区鳳東町7-733	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。